

# 令和2年度 第3回高田区地域協議会 次 第

日時：令和2年6月15日（月）  
午後6時30分～  
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

- 1 開会
- 2 議題等の確認
- 3 議題
  - (1) 令和2年度地域活動支援事業について（採択）
  
  - (2) 地域協議会だより編集委員の選任について
- 4 事務連絡
- 5 その他
  - (1) 自主的審議に係る提案について
  - (2) 協議会だよりの配布について
- 6 閉会

■今後の予定

7月20日（月）地域協議会（福祉交流プラザ）

8月17日（月）地域協議会（福祉交流プラザ）

## 高田区地域協議会の運営に関する事項

事 項 (※は根拠例規)	前期における状況	令和2年5月18日 第2回地域協議会 協議結果
(1)正・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条	会長 1人 副会長 2人	(会 長) 本城 文夫 委員 (副会長) 澁市 徹 委員 高野 恒男 委員
(2)地域協議会の運営 ①会議の座席順	正副会長を除き 名簿順	正副会長を除き 名簿順
②会議の招集請求に必要な委員数 ※設置条例第8条第1項第2号	(1 / 4 以上)	5人
③会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	正副会長から順に1人+ 委員から名簿順に1人 (会議録署名あり)	2人 (正副会長から順に1人、 委員から名簿順に1人) (会議録署名あり)
④会議の開催方法 ・開催日の定例化 ・開始時刻 ・会場	(定例化) 毎月第3月曜日(定例)  (開始時刻) 午後6時30分～  (会場) 高田公園オーレンプラザ	(定例化) 毎月第3月曜日(定例)  (開始時刻) 午後6時30分～  (会場) 高田城址公園オーレン プラザ ただし、状況に応じて会場 を福祉交流プラザにする。

事 項 (※は根拠例規)	前期における状況	令和2年5月18日 第2回地域協議会 協議結果
(3)地域協議会だよりの 編集方法 ①委員の人数・任期 ②編集委員の選任 ③発行回数	①人数・任期 人数 3人、任期 2年  ②編集委員(直近) 西山会長、飯塚委員、 高橋委員  ③発行回数 年4回程度、発行時期・内容 は編集委員に一任	①人数・任期 人数 3人、任期 2年  ②編集委員 高野副会長、栗田委員 西山委員、  ③発行回数 年4回程度、発行時期・内 容は編集委員に一任
(4)自主的審議事項の提 出方法	委員は地域協議会開催予定の14日前までに、自主的審議に係る提案書を提出。	
その他 書面による審議 上越市地域自治区の設置 に関する条例第8条第4 項	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会議を中止したため、令和2年4月開催予定の議題(諮問案件等)を書面審議とした。	①正副会長の協議により、会長が決定 ②過半数の委員が書面議決に賛同した場合

#### 書面による審議に関する取扱い(案)

以下の条件により、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合、〇〇の判断で書面審議を実施することができる。

(条件)

- ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがある場合
- ・会場の使用が困難など、物理的に開催できない場合
- ・緊急な案件で会議を開催するいとまがない場合

(表決)

- ・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす。  
なお、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(附帯意見の取扱い)

- ①会長が決定する(会長に一任)。
- ②正副会長の協議により、会長が決定する。
- ③要否の表明を文書で確認し、表決により決する。

